

守監発第13号
令和5年8月16日

守谷市長　松丸修久様

守谷市監査委員

高瀬尚則



守谷市監査委員

高梨恭子



令和4年度守谷市公営企業会計
(守谷市水道事業会計及び守谷市公共下水道事業会計)
決算審査意見書の提出について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により
審査に付された令和4年度における守谷市水道事業会計決算及び守谷市公共下
水道事業会計決算について審査したので、次のとおり審査意見書を提出する。

**令和4年度守谷市公営企業会計
(守谷市水道事業会計及び守谷市公共下水道事業会計) 決算審査意見書**

1 審査の対象

守谷市水道事業会計決算
守谷市公共下水道事業会計決算

2 審査の期間

令和5年7月18日から令和5年8月16日まで

3 審査の方法

守谷市公営企業会計決算書、決算報告書、財務諸表及びこれらに関する付属書類を審査した。

審査に当たっては、決算書類が関係法令に準拠して作成され、かつ、企業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類と照合を行ったほか、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、併せて、事業が地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則である「企業の経済性を發揮し、公共の福祉を増進するように」運営されているかを主眼として審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された令和4年度における守谷市公営企業会計の決算書類は、法令の定めに基づき調製されており、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、その内容は適正であると認められた。

5 審査の意見（各会計の状況）

【水道事業会計】

業務・経営状況については、昨年度と比較して、給水人口が増加した一方で、有収水量が減少したこと、給水収益が減少し、純利益は昨年度を下回った。

しかし、昨年度と同様、給水原価に比べて、供給単価が高い水準で確保されていることから、安定した収益の構造に変化はなく、事業運営に必要な資金は確保されており、良好な経営状況にあると認める。

事業費支出については、安全安心な水道水を安定して供給するため、包括的民間委託による施設の運転管理と計画的な老朽管の布設替工事を継続して実施している。

そのほか、県企業局による水道加入促進事業に参加し、新規加入者の分担金

を一部減免するなど、水道利用者へのサービス向上を推進している。さらに、市内への配水は全量県からの受水によって賄っていることから、使用していない浄水施設の撤去を進めている。

【公共下水道事業会計】

業務・経営状況については、昨年度と比較して、処理区域内人口が増加した一方で、浄化センターの修繕費等の増加により、純利益は昨年度を下回った。

しかし、昨年度と同様、汚水処理原価に比べて、使用料単価が高い水準で確保されていることから、安定した収益の構造に変化はなく、事業運営に必要な資金は確保されており、良好な経営状況にあると認める。

事業費支出については、整備申請に基づく公共污水枠の設置工事や污水管布設工事のほか、ストックマネジメント計画に基づく浄化センター改築更新工事に合わせて污水管の布設替工事を実施している。

また、下水道施設における耐震状況を把握し、適切な耐震化を図るための耐震診断業務や、(仮称)新守谷駅周辺地区画整理事業に係る雨水管整備に伴い、認可事業期間を令和5年度から令和8年度へと延伸するため、下水道事業計画等変更業務を実施した。